

個人住民税に関する報告事項

目次

1. 扶養情報把握に係る新たな情報連携関係	2
2. ふるさと納税の指定基準の見直し	10
3. 政府税制調査会答申	17

1. 扶養情報把握に係る新たな情報連携関係

迅速な給付のために

福岡市長 高島 宗一郎

R3年度 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を例にすると…

○福岡市では非課税世帯約23万件に「確認書」を送付

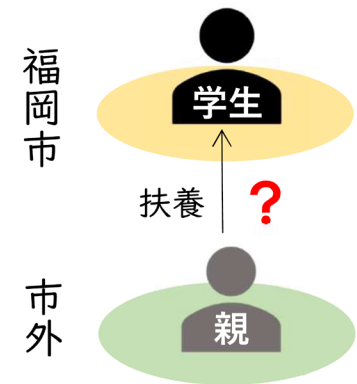
確認書を印刷し始めてから

受理に至るまで**1カ月程度**

*世帯全員が、住民税が課されている親族などから扶養
されていないかの確認が必要なため、確認書を送付

*市外の住民に扶養されている情報は、市が持っていない

(例) 市外の親に扶養される学生

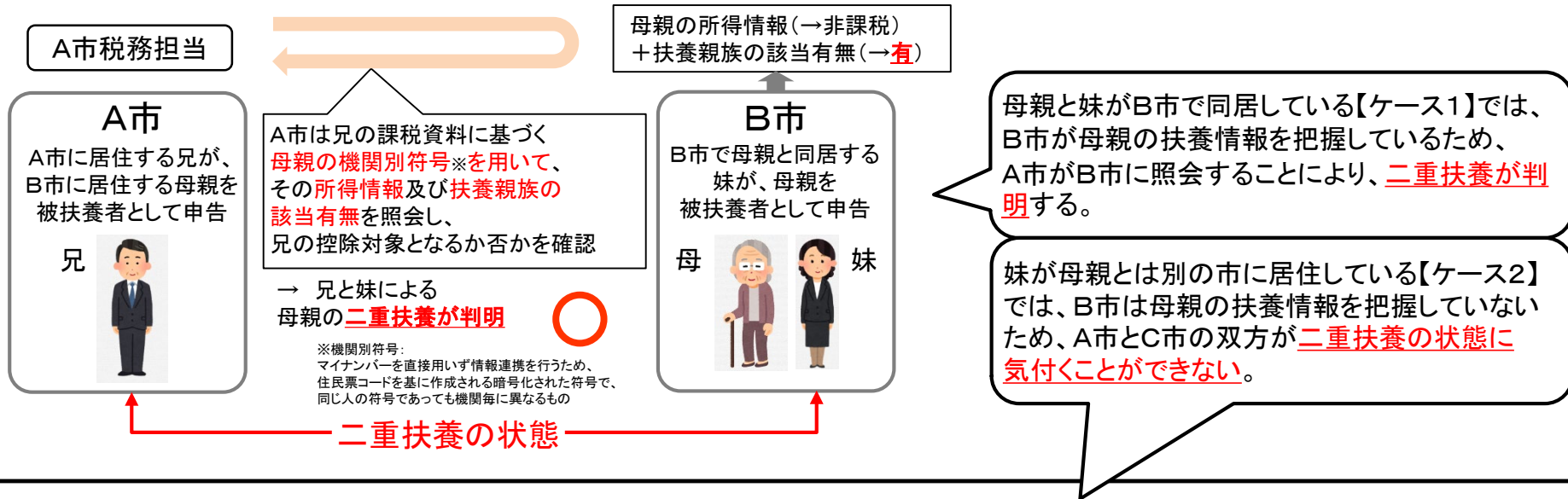


○自治体をまたぐ情報が必要な給付では、市民を煩わせずに 必要なデータを把握できるように、国で**ルール**の整備を

情報連携を利用した扶養調査に係る現状の課題

【ケース1】

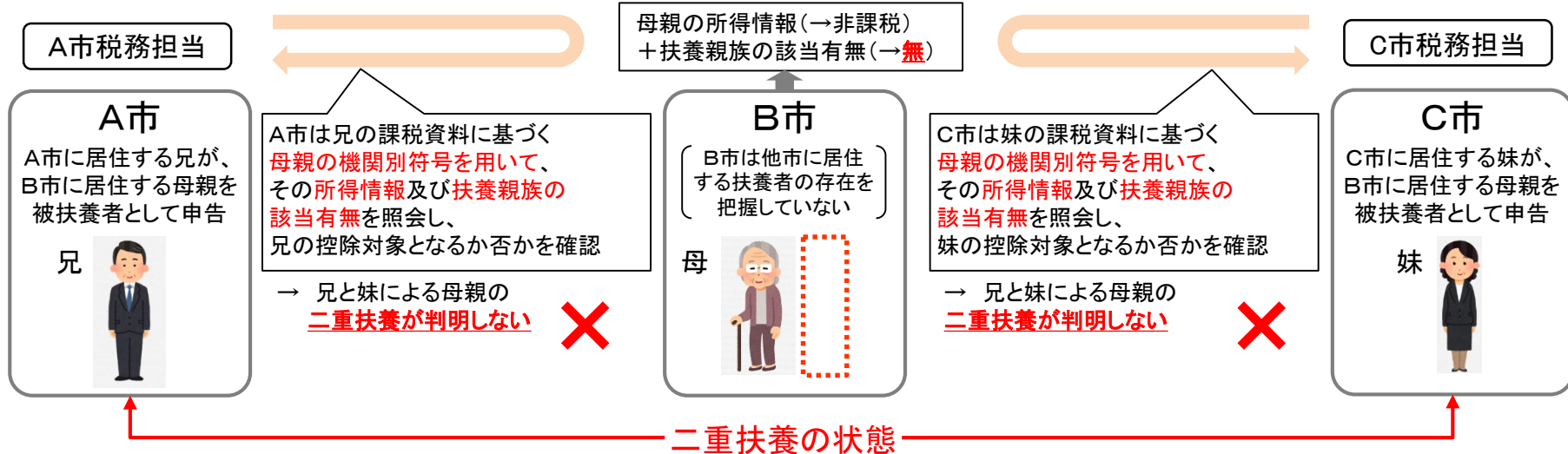
情報提供ネットワークシステム



【ケース2】

情報提供ネットワークシステム

情報提供ネットワークシステム



扶養調査における現状の課題【ケース2】への対応案

情報提供ネットワークシステム

情報提供ネットワークシステム

A市税務担当

A市
A市に居住する兄が、
B市に居住する母親を
被扶養者として申告

兄 

A市は兄の課税資料に基づく
**母親の機関別符号を用いて、
その所得情報及び扶養親族の
該当有無を照会し、
兄の控除対象となるか否かを確認**

→ 兄と妹による母親の
二重扶養が判明しない



母親の所得情報(→非課税)
+ 扶養親族の該当有無(→無)

B市
〔 B市は他市に居住
する扶養者の存在を
把握していない 〕

母 

C市は妹の課税資料に基づく
**母親の機関別符号を用いて、
その所得情報及び扶養親族の
該当有無を照会し、
妹の控除対象となるか否かを確認**

→ 兄と妹による母親の
二重扶養が判明しない



C市税務担当

C市
C市に居住する妹が、
B市に居住する母親を
被扶養者として申告

妹 

二重扶養の状態

情報提供ネットワークシステム

母が扶養対象に該当有無
(→有)

新たに提供

A市税務担当

A市
A市に居住する兄が、
B市に居住する母親を
被扶養者として申告

兄 

A市は兄の課税資料に基づく
**母親の機関別符号を用いて、
個別の自治体を特定せずに※、他市に
居住する扶養者の存在を照会し、
兄の控除対象となるか否かを確認**

→C市から、被扶養者であることが
情報提供されることによって、
兄と妹による母親の
二重扶養が判明



※全団体を総当たりで情報照会するのではなく、
機関別符号発行履歴を用いて情報照会先を絞り込んだ上で
情報照会することを想定

個別の自治体を特定せずに扶養者の存在をチェックできるようにする

B市
〔 B市は他市に居住
する扶養者の存在を
把握していない 〕

母 

C市は妹の課税資料に基づく
**母親の機関別符号を用いて、
個別の自治体を特定せずに、他市に
居住する扶養者の存在を照会し、
妹の控除対象となるか否かを確認**

→A市から、被扶養者であることが
情報提供されることによって、
兄と妹による母親の
二重扶養が判明



母が扶養対象に該当有無
(→有)

新たに提供

C市税務担当

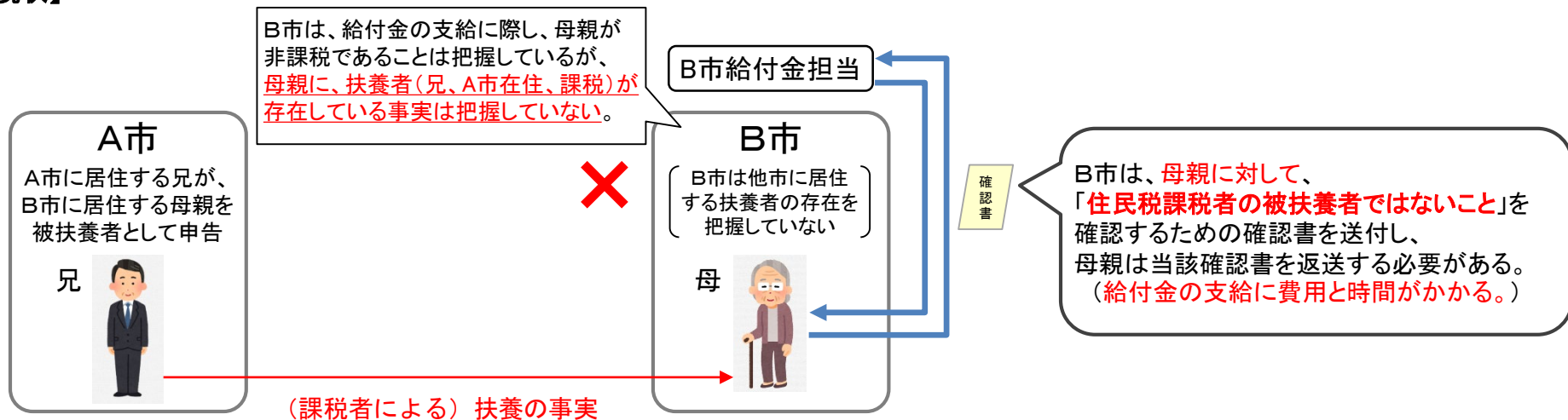
C市
C市に居住する妹が、
B市に居住する母親を
被扶養者として申告

妹 

二重扶養の状態

給付金の支給事務における現状の課題への対応案

【現状】



【後】

情報提供ネットワークシステム

デジタル庁と調整中

母が扶養対象に該当有
+ 母に課税されている
扶養者が存在

他市に居住する課税されている扶養者の存在をチェック可能

新たに提供

A市税務担当

B市は自らが管理する**母親の機関別符号**を用いて、個別の自治体を特定せずに、他市に居住する課税されている扶養者の存在を照会

B市給付金担当

A市
A市に居住する兄が、B市に居住する母親を被扶養者として申告
兄

→A市から、課税されている扶養者の存在が情報提供されることによって、給付要件への**該当・非該当が判明**

B市
B市は他市に居住する扶養者の存在を把握していない
母

住民税課税者の被扶養者ではないことを確認するための確認書を母親へ送付する必要がなくなる。

（課税者による）扶養の事実

対応案のまとめ

- 個人住民税の扶養調査事務及び個人住民税非課税世帯を対象とした給付金支給事務に係る課題への対応案をまとめると次のとおりである。
- なお、今回は、両事務を対象に取り組むことを検討している。

① まず、他市町村に居住する者が納税義務者の被扶養者(配偶者含む)となっている事実を把握している市町村は、次の情報を自治体中間サーバーに登録する。

- 他市町村に居住する者が扶養対象に該当していること
- 被扶養者に課税されている扶養者が存在している(していない)こと

② その上で、

- 個人住民税における扶養調査においては、扶養の申告を受けた地方団体が、課税資料に基づく被扶養者の機関別符号を用いて個別の市町村を特定することなく※1、情報提供ネットワークシステムを介して他市町村に居住する扶養者の存在を照会する※2。

※1機関別符号発行履歴を用いて情報照会先を絞り込んだ上で情報照会することを想定。

※2扶養調査では、この他、従来通り、被扶養者の所得(「所得金額」)の確認は必要。

- 個人住民税非課税世帯を対象とした給付金事務においては、給付金の支給事務を行う地方団体が、自ら管理する被扶養者の機関別符号を用いて個別の市町村を特定することなく※1、情報提供ネットワークシステムを介して他市町村に居住する課税されている扶養者の存在を照会する。

- 個人住民税の適正な課税等のため、次の方向で、扶養情報把握に係る新たな情報連携を検討すべき。

I 対応案

- 個人住民税の扶養調査事務及び個人住民税非課税世帯を対象とした給付金支給事務の両事務を対象。
- 情報提供ネットワークシステムを介した照会を行っても二重扶養等が判明しない場合について、情報提供ネットワークシステム等の改修を伴う対応案を検討。
 - 具体的には、被扶養者に関する新たな情報を提供するとともに、被扶養者の機関別符号を用いて個別の地方団体を特定することなく、情報提供ネットワークシステムを介して照会できる仕組みを構築。

II 対応案の実現に向けた方策

- 対応案を実現するためには、課税実務面において、被扶養者の機関別符号を取得するための基礎となる、被扶養者のマイナンバーを各地方団体が把握していることが重要。
 - このため、当初課税後の時期に行われる、被扶養者の特定（課税資料を基に扶養者と被扶養者の紐付けを行うもの）の範囲を限定している地方団体においては、限定をかけない形（国外に居住する被扶養者といったマイナンバーの把握が真に困難な者のみを除くイメージ）に運用を見直すことが必要。
- 対応案に実効性を持たせるためには、全地方団体が、被扶養者の特定から基幹税務システムへの被扶養者のマイナンバーの登録までの作業を一定の時期（取組初年度は、10月末）までに概ね完了させておくことが必要。
- この他、対応案の実現に向けて、システム面の方策（基幹税務システムの改修等）の確認・検討が必要。

III 想定されるスケジュール

- 本取組の開始時期については、標準準拠システムへの移行スケジュール（目標時期は令和7年度）を踏まえて、令和8年度以降のできるだけ早い時期を目指すことが考えられる。

地方税における電子化の推進に関する検討会 概要

- 地方税の電子化の推進に向けた検討を行うため、学識経験者、地方団体、日本経済団体連合会、全国銀行協会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、総務省及び地方税共同機構で構成される「地方税における電子化の推進に関する検討会」を設置。

令和5年度構成員

※令和5年6月時点

(敬称略)

辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科教授 ※座長
小西 敦	静岡県立大学経営情報学部教授
庄司 昌彦	武蔵大学社会学部メディア社会学科教授
田中 啓之	北海道大学大学院公共政策学連携研究部准教授
山口 利恵	東京大学大学院情報理工学系研究科准教授
佐藤 仁	神奈川県財政部税務指導課長
野崎 重和	神戸市行財政局局長(税務担当)
吉本 高宏	石川県津幡町町民生活部税務課長兼納税推進室長
小畑 良晴	日本経済団体連合会 経済基盤本部長
佐伯 哲哉	全国銀行協会(三菱UFJ銀行事務企画部副部長)
加藤 正敏	日本商工会議所 産業政策第一部長
岡崎 拓郎	日本税理士会連合会 デジタル・システム委員長
尾崎 祐子	総務省自治税務局企画課電子化推進室長
伊藤 正志	地方税共同機構審議役兼事務局長

2. ふるさと納税の指定基準の見直し

ふるさと納税制度とは

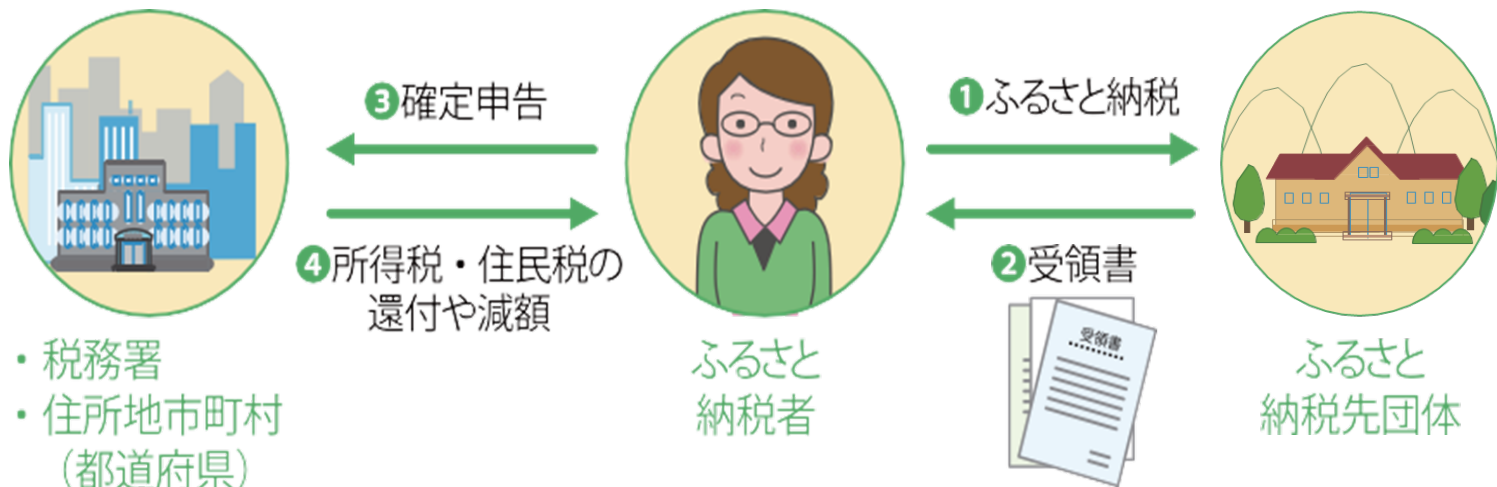
制度の趣旨

ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とするもの。

制度の基本的な仕組み

税制上の寄附金控除の仕組みを活用し、個人が地方団体に対して寄附金を支出した場合に、「寄附額－2,000円」(一定の上限あり)を、個人住民税(地方税)及び所得税(国税)から軽減することによって、実質2,000円の負担で、納税先を選択可能とする仕組み。

【ふるさと納税の流れ(イメージ)】



ふるさと納税制度の見直し(指定制度の導入)について【令和元年6月～】

法律改正前

- 地方団体への寄附は、全てふるさと納税の対象
- ・「寄附額－2,000円」(一定の上限あり)を、住民税及び所得税から軽減
- ・実質2,000円の負担で、納税先を選択可能

返礼品競争の過熱

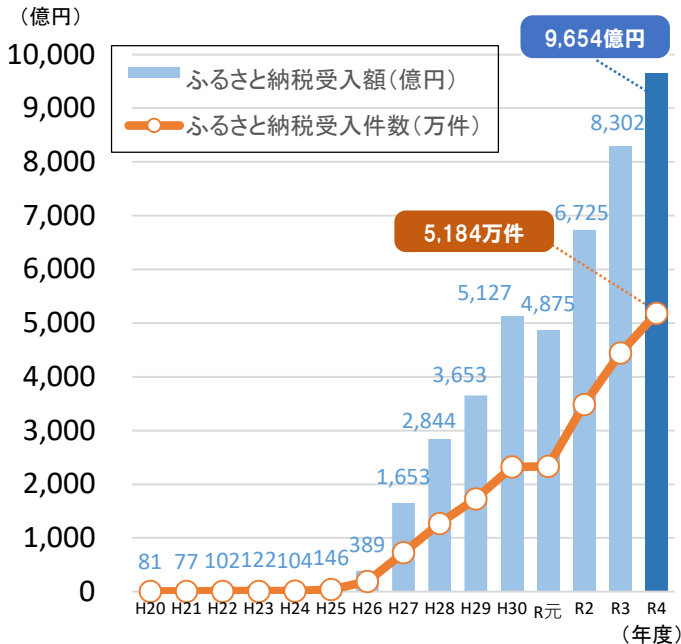
H29、H30の2度にわたる総務大臣通知において良識ある対応を要請

制度の健全な発展を図る必要

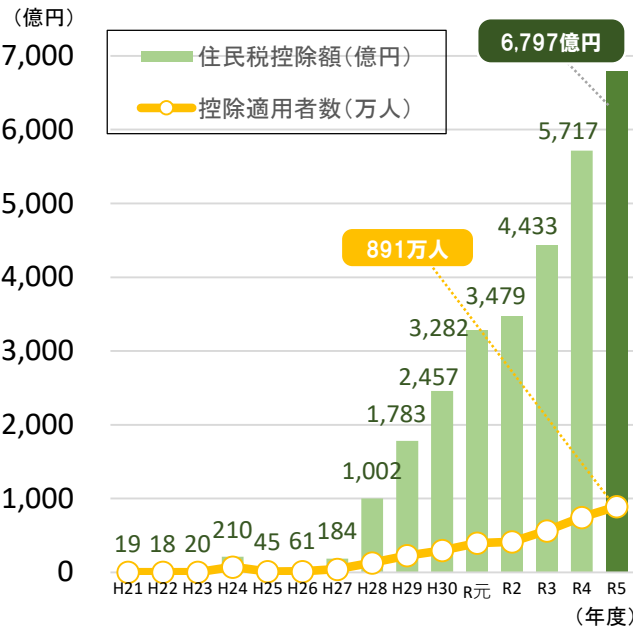
法律改正後(令和元年6月1日施行)

- ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定
- 指定を受けない地方団体への寄附金は、ふるさと納税の対象外

○受入額及び受入件数の推移



○住民税控除額及び控除適用者の推移



○総務大臣による指定の基準

- 基準① 募集適正基準**
 - ① 制度趣旨に沿った募集の方法
 - ② 経費総額5割以下
- 基準② 返礼割合3割以下基準**
- 基準③ 地場産品基準**
- 基準④ 指定日前1年**
- 基準⑤ 基準適合等基準 (R5.4.1施行)**

※各地方団体は、指定を受けている期間を通じて各基準に適合した募集を行う必要

⇒ 基準のいずれかに適合しなくなった又は適合していなかったと認めるときには、指定を取消し

ふるさと納税の対象団体の指定に係る関係条文(令和5年4月改正後の地方税法)

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、第一号、第四号及び第五号に掲げる基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

二 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

三 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

四 都道府県等がこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内（当該都道府県等がこの項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。）において前三号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。

五 特定期間において行われた第五項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

基準①、④、⑤

⇒全ての地方団体に対する基準

基準②、③

⇒返礼品の送付を行う地方団体に対する追加の基準



ふるさと納税の募集を適正に実施すること



返礼品は返礼割合3割以下とすること



返礼品は地場産品とすること



指定日前一年以内に上記基準に適合していたこと



指定日前一年以内に報告の求めに対し、応じなかつたこと、虚偽報告したことがないこと

ふるさと納税の指定基準の見直し【令和5年10月～】

○ 寄附金のうち少なくとも半分以上が寄附先の地域のために活用されるとともに、地場産品である返礼品の提供を通じた雇用の創出・地域経済の活性化などに繋げるといふ、ふるさと納税本来の趣旨に沿った運用がより適正に行われるよう、次の見直しを行う。

募集適正基準[平成31年告示第179号第2条第2号]

指定対象期間(10月1日～翌年9月30日)において寄附金の募集に要する費用の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

地場産品基準[平成31年告示第179号第5条]

地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの(当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。)であること。

三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

基準への適合性に疑義が生じている事例等

- ・ ワンストップ特例に関する事務費など募集に付随して生じる費用を含めた費用が寄附金額の5割を超える団体が存在
- ・ 地場産品以外のものとも交換されうる地域商品券等
- ・ 区域外産の肉を、区域内で単なる保存と変わらないような熟成を行うもの
- ・ 区域外産の米を、区域内で精白しただけのもの
- ・ 当該団体と関連性のない海外製の既製品に、団体名やロゴ等をプリントしただけのもの
- ・ 当該団体の地場産品に、関連性の乏しい海外製の家電製品等を組み合わせて提供するもの

見直し内容 [R5.10.1～]

- ・ 付随費用も含めた「募集に要する費用」を5割以下とする。 [告示改正]
- ・ 地場産品と地場産品以外のものとの選別が困難な店舗を当該商品券等の使用対象外とする。 [Q&A改正]
- ・ 熟成肉・精米については、原材料が同一都道府県内産であるものに限り認める。 [告示改正]
- ・ 一般に流通している物品に単に団体等のロゴをプリントしただけのもの等は認めない。 [Q&A改正]
- ・ 関連品が、地場産品に対して、使用目的等において「附帯するもの」に限るとともに、
- ・ 地場産品の価値が、返礼品全体の価値の7割以上のものに限り認める。 [告示改正]

告示(平成31年総務省告示第179号)改正内容

改正前

(募集の適正な実施に係る基準)

第二条 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 (略)
- 二 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第一条の十六第二項に規定する指定対象期間(同条第三項又は第四項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあつては、地方税法施行規則第一条の十六第五項に規定する指定対象期間)において第一号寄附金の募集に要する費用の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

(法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号の総務大臣が定める基準)

第五条 法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの(当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。)であることとする。

- 一・二 (略)
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四・五 (略)
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものを合わせて提供するものであつて、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七～九 (略)

改正後

(募集の適正な実施に係る基準)

第二条 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 (略)
- 二 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第一条の十六第二項に規定する指定対象期間(同条第三項又は第四項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあつては、地方税法施行規則第一条の十六第五項に規定する指定対象期間)において第一号寄附金の募集に要する費用(法附則第七条第二項に規定する申告特例の求めに関する事務、第一号寄附金の受領を証する書類に関する事務など、当該募集に付随して生ずる事務に要する費用を含む。)の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

(法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号の総務大臣が定める基準)

第五条 法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの(当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。)であることとする。

- 一・二 (略)
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
- 四・五 (略)
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものを合わせて提供するものであつて、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 七～九 (略)

Q & A改正内容(主なもの)

ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & Aについて
(令和4年6月23日付け総税市第56号)

問10 「物品又は役務と交換させるために提供するもの」(告示第3条)とは具体的にどのようなものか。
(略)

ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & Aについて
(令和5年6月27日付け総税市第66号)

問10 「物品又は役務と交換させるために提供するもの」(告示第3条)とは具体的にどのようなものか。
(略)

○ 交換される対象については、地場産品基準のいずれかに該当する必要があり、地場産品基準に適合するものと適合しないものとの選別が困難な店舗を当該ポイント等の使用可能店舗として指定することは認められない。仮に地場産品基準に適合しないものと交換されていることが判明した場合には、指定の取消しの対象となり得ることから、各地方団体においては、対象店舗の選定等を慎重に行うこと。

○ 具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。

(認められると考えられる例)

・区域内で生産された農作物のみを取り扱う直売所の買物券

(認められないと考えられる例)

・地場産品以外の商品も販売している区域内のスーパーマーケットやドラッグストア等において、地場産品以外にも利用可能な地域共通券

・区域内のゴルフ場でのプレー料金だけでなく、併設されたグッズショップにおいて区域外で製造されたゴルフグッズを購入する際の支払いにも充当可能なゴルフ場利用券

・区域内のホテルの宿泊代だけでなく、併設された売店において区域外で製造された飲料を購入する際の支払いにも充当可能なホテル利用券

問21 「地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの」(告示第5条第5号)とはどのようなものを指すのか。

○ かつての産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、当該区域の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、市内に事業所が存在していることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。
(略)

問21 「地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの」(告示第5条第5号)とはどのようなものを指すのか。

○ 返礼品等自体が地方団体の広報の目的で生産されたものである必要があり、一般に流通している物品の本体やパッケージに単に団体等のロゴをプリントしたものや、PRリーフレットを同封したものは、当該基準に該当するものではない。

○ また、かつての産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、当該区域の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、市内に事業所が存在していること、事業者と連携協定を結んでいることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。
(略)

3. 政府税制調査会答申

「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」の概要 (令和5年6月・政府税制調査会)

岸田内閣総理大臣からの諮問

人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく。こうした観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、公平かつ働き方等に中立的で、新たな時代の動きに適切に対応した、あるべき税制の具体化に向け、包括的な審議を求める。

第1部 基本的考え方と経済社会の構造変化

I. 租税の役割と基本的考え方

1. 租税の役割
2. 租税と民主主義
3. 租税の分類とタックス・ミックス
4. 租税制度の基本原則

II. 租税制度の変遷と近年の税制改革の流れ

1. 我が国における租税の成り立ち
2. 第二次世界大戦と戦後の税制
3. 昭和62年・63年の抜本的税制改革
4. 平成6年の税制改革
5. 平成10年度以降の税制改革
6. 地方税における税制改革
7. 社会保障・税一体改革

III. 経済社会の構造変化

1. 経済社会の構造変化の加速
2. 働き方やライフコースの多様化
3. 経済のグローバル化・デジタル化
4. 格差を巡る状況の変化
5. エネルギー・環境問題などの変化
6. 安全保障環境の変化
7. 人口減少・少子高齢化
8. 地域社会の変化
9. 我が国財政の構造的な悪化
10. 経済社会の構造変化への対応

第2部 個別税目の現状と課題

I. 個人所得課税

1. 個人所得課税の概要
2. 個人所得課税の課題

II. 資産課税等

1. 相続税・贈与税
2. 固定資産税等
3. 登録免許税
4. 印紙税

III. 消費課税

1. 消費税
2. 地方消費税
3. し好品課税
4. 自動車
・エネルギー関係諸税
5. その他の消費課税等

IV. 法人課税

1. 法人税
2. 地方法人課税

V. 国際課税

1. 国際課税の概要
2. 国際課税を取り巻く経済環境の変化
3. BEPSプロジェクトの概要と我が国の対応状況
4. 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応
5. 税の透明性の向上のための国際的な取組み
6. 今後の課題

VI. 納税環境の整備

1. 近年の経済社会の構造変化を踏まえた納税環境の整備の意義
2. 税務手続のデジタル化の推進と記帳水準の向上
3. 地方税務手続のデジタル化等の推進
4. 資料情報を活用した適正な申告・納税の実現
5. 税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応

「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」の概要

－第1部基本的考え方と経済社会の構造変化－

I. 租税の役割と基本的考え方 (1. 租税の役割 2. 租税と民主主義 3. 租税の分類とタックス・ミックス 4. 租税制度の基本原則)

- 税とは、社会に必要とされる公的サービスの費用負担を皆で分かち合うものであり、「社会共通の費用を賄うための会費」。
- 所得・消費・資産などの課税ベースを適切に組み合わせつつ、全体としてバランスのとれた税体系を構築していく必要。
- 租税原則「公平・中立・簡素」と並んで租税の「充分性」は重要。数が少なくなっていく将来世代一人ひとりの負担の重さに従来以上に配意し、財政の持続可能性を損なわないために必要な負担を、能力に応じて広く分かち合う必要。歳出の内容や水準も、租税を負担する国民が納得いくものにする必要。

II. 租税制度の変遷の近年の税制改革の流れ (1. 我が国における租税の成り立ち 2. 第二次世界大戦と戦後の税制 3. 昭和62年・63年の抜本的税制改革 4. 平成6年の税制改革 5. 平成10年度以降の税制改革 6. 地方税における税制改革 7. 社会保障・税一体改革)

III. 経済社会の構造変化

1. 経済社会の構造変化の加速： 公的サービスを提供するために必要な財源を確保した上で、「公平・中立・簡素」に適う、多くの人から納得感を得られるような税制を構築するためには、(税制のみで全ての社会経済の課題に対応できるわけではないが) 以下のような社会の様々な問題・課題をしっかりと把握し、将来生じ得る変化を見据え、目配りをしていくことが重要。

2. 働き方やライフコースの多様化： 雇われない働き方の拡大やシェアリングエコノミーの活発化といった働き方の多様化、ライフコースの多様化、共働き世帯の増加や世帯構成の変化、外国人労働者などの増加も加速しており、成長分野への円滑な労働移動も念頭に、それらに対して中立的な制度の構築が重要。

3. 経済のグローバル化・デジタル化： 経済のグローバル化・デジタル化が進展する中、プラットフォームの台頭やWeb3.0等の技術による環境の変化、暗号資産の普及など、これまで以上のスピードで状況が変化してきており、我が国においても、産業の新陳代謝の促進やスタートアップ・エコシステムの構築などが重要。

4. 格差を巡る状況の変化： 非正規雇用や貧困などの格差を巡る状況にも変化が生じ、シングルマザーや孤独・孤立化する人々への対応も必要。教育と格差の固定化や、所得の源泉の変化と所得分布への影響なども踏まえ、税や社会保障による再分配が引き続き重要。

5. エネルギー・環境問題などの変化： 社会におけるSDGsへの関心が高まる中、気候変動問題への対応や環境対応型自動車の促進が課題。ロシアによるウクライナ侵略は我が国が抱えるエネルギー問題を浮き彫りに。

6. 安全保障環境の変化： 世界的な安全保障環境が変化する中で、経済安全保障の観点からサプライチェーンの問題などで新たな企業戦略の策定や、経済力・財政基盤の強化も含めた国力としての防衛力の強化が課題。

7. 人口減少・少子高齢化： 人口減少・少子高齢化が更に進展する中、社会保障制度の持続可能性の確保が大きな課題。若者・子育て世代の所得向上など、こども・子育て政策を強化していく必要。

8. 地域社会の変化： 少子高齢化やデジタル化など地域社会が変化する中、介護、医療、子育て等の社会保障サービスの提供、地域経済の活性化、防災・減災対策等地方公共団体が対応する課題は増加。地域の実情に応じて行政サービスを安定的に提供できるよう、持続可能な地方税財政基盤の構築が必要。

9. 我が国財政の構造的な悪化： 上記の構造変化の影響もあり、バブル経済崩壊以降、構造的に悪化してきた我が国財政は、緊急的な対応であるとはいえ、コロナ禍への対応としての財政出動により、一段と深刻な状況に。地方税財政についても、依然として厳しい状況。将来世代へ負担を先送りしている状態を続けられないよう、持続的な経済成長を実現しつつ、租税の財源調達機能を十分に果たしていく必要。

10. 経済社会の構造変化への対応： 今を生きる現在世代、これから生きていく将来世代が将来に希望が持てるような、公正で活力ある社会を実現するために、税制について、「公平・中立・簡素」を基本としつつ、経済社会の構造変化を見据えた見直しを進めていく必要。

「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」の概要

－第2部個別税目の現状と課題－

個人所得課税

(1)働き方などの選択に中立的な税制の構築

- ・30年度改正(特定の収入に対応する控除から人的控除に重点をシフト)に続き、公平かつ働き方に中立的な税制を検討
- ・企業年金・個人年金等に関する税制について、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な負担の観点も踏まえて検討
- ・給与・退職一時金・年金給付間の税負担のバランスに留意
- ・個人住民税については、引き続き充実確保を図るとともに、地域社会を取り巻く経済社会情勢等の変化にも留意

(2)所得再分配機能の適切な発揮の観点からの検討

- ・総合課税と分離課税分を統合した税負担率の分布状況を分析し、データに基づき必要な検討
- ・29年度及び30年度改正の見直しの影響も見極めつつ、引き続き、所得控除のあり方を検討

(3)税制の信頼を高めるための取組み

- ・デジタル技術を活用した納税者の利便性向上(正確な記帳を通じた事業者の簡便・適正な申告・納税)
- ・公平性確保に向けた取組み(暗号資産取引やプラットフォーム取引、租税特別措置)

消費課税

(1)消費税

- ・更なる増加が見込まれる社会保障給付を安定的に支える観点からも、消費税が果たす役割は今後とも重要
- ・国境を越えた役務提供への課税(プラットフォーム事業者を通じた課税の実現)
- ・地方における社会保障の安定財源の確保等の上で、地方消費税は重要

(2)酒税・たばこ税

- ・同種・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方に沿って負担のあり方を検討

(3)自動車・エネルギー関係諸税

- ・自動車関係諸税は、電気自動車等の普及を念頭に置いて、受益者・原因者負担の原則を踏まえ見直し
- ・石油石炭税は、その税収を燃料の安定供給や省エネ対策等に活用するという目的・財政需要等に留意しつつ、あり方を検討

国際課税

- ・「2本の柱」からなる解決策(市場国への新たな課税権の配分(「第1の柱」)、グローバル・ミニマム課税(「第2の柱」))の実施に向けた取組みが最重要
- ・国際課税ルールや経済構造の変化に対応した、租税条約ネットワークの質・量の更なる拡充
- ・個人・法人の租税回避等への対処、税に関する情報交換の促進も図っていく必要

資産課税等

(1)相続税・贈与税

- ・経済社会の構造変化や税制の負担構造のフラット化の中で、再分配機能を有する相続税は引き続き重要な役割
- ・課税方式のあり方については、相続のあり方に関する国民の考え方なども踏まえ、幅広い観点から議論する必要
- ・相続税・贈与税分野の各種特例措置について、政策目的の今日的妥当性、政策目的との整合性、適用実態等を踏まえつつ検討

(2)固定資産税等

- ・市町村が住民サービスを提供するために必要な基幹税として、引き続きその安定的な確保が必要
- ・税負担の公平性等の観点から、土地に係る負担水準の均衡化の促進等を図ることが必要

法人課税

(1)法人税

- ・所得税、消費税とともに基幹税として、安定的な財源としての役割を果たす必要
- ・「成長志向の法人税改革」は、客観的・実証的な検証が必要

(2)租税特別措置

- ・必要性・有効性があるものに限り、期限を区切るのが原則
- ・適切なデータを用いた効果検証を踏まえ、不断に見直す必要(EBPM)

(3)地方法人課税

- ・社会経済状況の変化等に対応し、外形標準課税のあり方を検討
- ・分割基準のあり方、偏在性の小さい地方税体系の構築についても不断に検討

納税環境整備

- ・記帳水準の向上や第三者から提供されるデータを活用した確定申告の実現等の税務手続のデジタル化を推進
- ・eLTAXを通じた申告・納付等の地方税務手続のデジタル化等を推進
- ・適正な申告・納税の実現や申告の利便性向上の観点から、暗号資産取引やプラットフォームを介した取引に係る法定調書や報告のあり方を検討
- ・税務調査への非協力等や第三者による不正加担、課税逃れといった税に対する公平感を大きく損なう行為への対応を検討

「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」 (個人所得課税関係)

令和5年6月
政府税制調査会

第2部 個別税目の現状と課題

1. 個人所得課税
2. 個人所得課税の課題

格差の状況に変化がみられる中、所得の稼得段階で累進的に課税を行う所得税が、社会保障制度とあわせ、引き続き所得再分配において中心的な役割を担うことで、格差の拡大防止に努めていく必要があります。

また、我が国の財政が悪化の一途を辿っている状況にある中、経済活動を通じて所得を得た国民が、所得に応じて公的サービスの財源を支え合っていくことは重要であり、所得税が国税における基幹税としての財源調達機能を適切に発揮するとともに、個人住民税については、人口減少が都市部より小規模な市町村においてより進むと予測されていることも踏まえ、引き続き、その充実確保を図っていくことが重要と考えられます。

個人所得課税が今度ともその役割を果たしていくためには、経済社会の構造変化も踏まえつつ、以下のような課題について検討していく必要があると考えられます。

(1) 働き方など個人のライフコースの選択に中立的な税制の構築

近年は、新卒で企業に採用され、定年まで働いた後に年金で生活するといったライフコースに加え、特定の企業に属さずフリーランスとして業務単位で仕事を請け負う、子育てをしながら在宅で仕事を請け負う、定年後に経験や能力を活かして業務単位で仕事を請け負うなど、働き方が多様化してきています。また、副業・兼業を解禁する動きがあるほか、転職機会の増加に伴い、労働者の企業間移動の円滑化のための環境整備が求められてきています。働き方の多様化にあわせて、複数地域での滞在など個人のライフスタイルも多様化が進んでいます。

平成30年度税制改正においては、給与所得控除のような特定の収入に対応する控除から、基礎控除のような人的控除に重点が移されました。昨今、デジタル技術の発展もあり、オンラインのプラットフォームを介して役務提供等を行うなど、所得の稼得手手段が多様化してきている状況も踏まえ、引き続き、公平かつ働き方に中立的な税制を検討していくことが求められます。その際、給与所得、事業所得、雑所得といった所得間の課税上のバランスを確保していくという視点も重要であると考えられます。

加えて、様々な働き方に対応して、老後の生活の糧となる資産形成に向けて、退職金以外の企業年金、個人年金等の多様な商品が整備されてきています。働き方の違い等によって有利・不利が生じないように、企業年金・個人年金等に関する税制についても、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な負担の観点も踏まえながら丁寧に検討する必要があります。この点において、各種私的年金に共通の非課税拠出枠や個人退職勘定の制度を設けることについて、退職一時金を当該勘定に拠出する際や、当該勘定から引き出す際の課税の扱いとあわせ、中長期的な視野に立って段階的に検討・見直しを行っていくことも重要です。

また、税制が、給与・退職一時金・年金の支払や受給に関する企業や個人の選択にできるだけ影響を及ぼさないよう、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスにも留意しつつ、引き続き、中立的な税制のあり方を検討していく必要があります。

個人住民税においては、働き方の多様化や、マイナンバーやデジタル技術の活用等が進んでいくことを念頭に置きながら、現年課税化に係る課題と対応のあり方について検討していくことも重要です。また、地方部における人口の減少、上述のようなライフスタイルの多様化、関連する各種社会保障施策の広がり等といった、地域社会を取り巻く経済社会情勢等の変化にも留意が必要です。

(2) 所得再分配機能の適切な発揮の観点からの検討

先述したとおり、累進税率が適用される総合課税と比例税率で課税される分離課税のバランスを見ると、分離課税の対象となる資産性所得の所得税収におけるウェイトが高まってきています。また、総合課税の対象となる給与所得や事業所得と、譲渡所得・配当所得といった資産性所得との間の境目が曖昧になってきているといった状況もあります。

当調査会では、いわゆる「一億円の壁」についての指摘を踏まえ、分離課税の影響も加味した所得税負担率の分布状況の把握に向けた取組みを進めてきましたが、令和5年度税制改正においては、NISA制度の抜本的拡充や保有する株式を売却してスタートアップへ再投資する場合の優遇税制とあわせ、「一億円の壁」と指摘される状況に対し、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」が導入され、税負担の公平性の確保が一定程度図られました。

今後とも、税務データを有効に活用し、令和5年度税制改正において講じられた各種措置の影響も含め、総合課税分と分離課税分を統合した形で所得税負担率の分布状況を分析していくことが求められます。

所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点から、引き続きデータに基づいて必要な対応を検討していくことが重要と考えられます。なお、個人住民税についても、所得税と同様、高所得者層において負担率が低下する傾向が見られることに留意が必要です。

また、所得控除については、働き方の多様化への対応や所得再分配機能の向上の観点から、平成29年度税制改正や平成30年度税制改正において人的控除の見直しが行われたところですが、その影響も見極めつつ、引き続き、所得控除のあり方を検討していくことが求められます。その際、個人住民税については、一律10%の比例税率が適用されていることや、所得税よりも控除額が低く設定されていることに留意する必要があります。

(3) 税制の信頼を高めるための取組み (デジタル技術を活用した納税者の利便性向上)

クラウド会計ソフトの発達等に伴い、小規模な事業者であっても大きな手間や費用をかけずに日々の取引に関する記録や記帳を正規の簿記の原則に従って行うことが可能な環境が整備されてきています。

正規の簿記の原則に従った記帳は、正しい所得金額を円滑に計算し、簡便かつ適正に申告・納付を行えるようになることから、納税者の利便性向上につながります。加えて、正確な記帳は事業者自身の経営状況の把握や取引先等の信頼性向上など経営基盤の構築につながります。

正規の簿記の原則に従った記帳を行っている個人事業主は現状約3割にとどまっていますが、今後は、新規事業者をはじめとして段階的に、小規模な事業者の事務負担には配慮しつつ、簡易な簿記等によらない記帳慣行の確立を目指していくべきです。

事業者における経営基盤の構築と簡便かつ適正な申告・納税の好循環を生み出すことができるよう、更なる申告の簡便化など税務手続きのデジタル化を推進するとともに、青色申告特別控除等の制度のあり方も検討していくことが求められます。

(公平性確保に向けた取組み)

近年、フリーランス、ギグワーカー等の新しい働き方の進展により所得の稼得手段が多様化するとともに、暗号資産取引など金融取引の多様化・複雑化、国際的な資本移動の一層の進展、デジタル化などによって租税回避行為が高度化しています。

こうしたことを踏まえれば、納税者のタックス・コンプライアンス・コストを見極めつつ、適正・公平な課税の実現を一層図っていく必要があります。このため、国際的な議論の状況も踏まえつつ、暗号資産取引やプラットフォームを介した取引に係る法定調書や報告のあり方について検討を進めるなど資料情報の精度を充実させる観点からの検討が必要であると考えられます。こうした資料情報の充実とデジタル技術の活用を進めることを通じ、中長期的には、申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みなど納税者の申告の利便性に資する仕組みにもつなげていくことが期待されます。

また、「公平・中立・簡素」の基本原則の例外となる租税特別措置等のあり方についても、EBPMの観点から、適用実態や政策の効果分析が適切に行われ、その結果に基づき整理・合理化を図っていくことが必要です。